

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（令和3年9月16日）

特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、下記のとおり設立の認証を取り消しました。

**不利益処分の内容**

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

**不利益処分の理由となる事実**

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を3年以上にわたって提出していないため。

**不利益処分の対象となる特定非営利活動法人**

- 1 名称 特定非営利活動法人セージハウス  
事務所所在地 仙台市青葉区木町16番39号  
設立認証日 平成23年9月28日